

議第 1 0 9 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 6（第 2 条関係）			別表第 6（第 2 条関係）		
建築関係			建築関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単 位	金 額		単 位	金 額
1 ～ 7 略			1 ～ 7 略		
8 法第 4 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係についての同項本文に規定する基準を満たさない建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき	3 3 , 0 0 0 円	8 法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定による接道規制の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき	2 7 , 0 0 0 円
9 ～ 2 3 略			9 法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による接道規制の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1 件につき	3 3 , 0 0 0 円
2 4 法第 8 5 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 2 0 , 0 0 0 円	1 0 ～ 2 4 略		
			2 5 法第 8 5 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 2 0 , 0 0 0 円
			2 6 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6 0 , 0 0 0 円

2 5 ～ 4 5 略

備考 略

2 7 ～ 4 7 略

備考 略

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。